

道路占用料表（下線：改正箇所）

占用物件			単位	現 行 占用料 (令和 6 年度)	改正後 占用料 (令和 7 年度)	
法第 3 2 条第 1 項 第 1 号に 掲げる工 作物	第 1 種電柱		1 本につき 1 年	4 2 0	<u>4 8 0</u>	
	第 2 種電柱			6 5 0	<u>7 3 0</u>	
	第 3 種電柱			8 8 0	<u>9 9 0</u>	
	第 1 種電話柱			3 8 0	<u>4 3 0</u>	
	第 2 種電話柱			6 1 0	<u>6 8 0</u>	
	第 3 種電話柱			8 3 0	<u>9 4 0</u>	
	その他の柱類			3 8	<u>4 3</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類			長さ 1 メートルにつ き 1 年	4	4
	地下に設ける電線その他の線類		2		<u>3</u>	
	路上に設ける変圧器		1 個につき 1 年	3 7 0	<u>4 2 0</u>	
	地下に設ける変圧器		占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	2 3 0	<u>2 6 0</u>	
	変圧塔その他これに類するもの及 び公衆電話所		1 個につき 1 年	7 6 0	<u>8 5 0</u>	
	郵便差出箱及び信書便差出箱			3 2 0	<u>3 6 0</u>	
	広告塔		表示面積 1 平方メー トルにつき 1 年	9 6 0	<u>8 7 0</u>	
その他のもの		占用面積 1 平方メー トルにつき 1 年	7 6 0	<u>8 5 0</u>		
法第 3 2 条第 1 項 第 2 号に 掲げる物 件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの		長さ 1 メートルにつ き 1 年	1 6	<u>1 8</u>	
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの			2 3	<u>2 6</u>	
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの			3 4	<u>3 8</u>	
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの			4 5	<u>5 1</u>	
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの			6 8	<u>7 7</u>	
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの			9 1	<u>1 0 0</u>	
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの			1 6 0	<u>1 8 0</u>	
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メー トル未満のもの			2 3 0	<u>2 6 0</u>	
	外径が 1 メートル以上のもの			4 5 0	<u>5 1 0</u>	
法第 3 2 条第 1 項 第 3 号に	自動 運	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運 行装置による検知の	地下に設 けるもの	長さ 1 メートルにつ き 1 年	2	<u>3</u>

掲げる施設	行補助施設	対象として設置する導線その他の線類	その他のもの		8	<u>9</u>
		道路の構造又は交通の状況を表示する表示柱その他の柱類		1本につき1年	610	<u>680</u>
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	380	<u>430</u>
			地下に設けるもの		230	<u>260</u>
その他のもの			760	<u>850</u>		
法第32条第1項第4号に掲げる施設				占用面積1平方メートルにつき1年	760	<u>850</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.005$	$\frac{A \times 0.004}{4}$
		階数が2のもの			$A \times 0.008$	$\frac{A \times 0.006}{6}$
		階数が3以上のもの			$A \times 0.01$	$\frac{A \times 0.007}{7}$
	上空に設ける通路		480		<u>430</u>	
	地下に設ける通路		290		<u>260</u>	
	その他のもの		760		<u>850</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10	<u>9</u>	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96	<u>87</u>	
道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	96	<u>87</u>
		その他のもの				
	標識			1本につき1年	610	<u>680</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	10	<u>9</u>
		その他のもの		1本につき1月	96	<u>87</u>
	幕(令第7条第4号に掲げる工事中用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その面積1平方メートルにつき1日	10	<u>9</u>
		その他のもの		その面積1平方メートルにつき1月	96	<u>87</u>
	アーチ	車道を横断するもの		1基につき1月	960	<u>870</u>
		その他のもの			480	<u>430</u>

令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	760	<u>850</u>
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	96	<u>87</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			76	<u>85</u>
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートルにつき1年	$A \times 0.019$	$A \times 0.019$
	その他のもの		$A \times 0.013$	$A \times 0.014$
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		$A \times 0.019$	$A \times 0.019$
	上空に設けるもの		$A \times 0.023$	$A \times 0.022$
	その他のもの		$A \times 0.033$	$A \times 0.031$

備考

- 1 金額の単位は、円とする。
- 2 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 3 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 5 占用料の額が年額で定められている物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。この場合において1月とは、占用開始の日から翌月の占用開始の日に対応する日の前日（応当日のないときはその月の末日）までをいう。